

入札説明書

低圧施設 L E D 化改修令和 7 年度分（警察施設）

第 R 7 - 3 号

令和7年5月

奈良県総務部管財課

入 札 説 明 書

1 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 特定委託業務共同企業体を構成する場合の資格要件

特定委託業務共同企業体（以下「共同企業体」といいます。）を構成する建設業者（以下「共同企業体構成員」といいます。）の出資比率等は、入札公告第2のとおりであること。

(2) 競争入札に参加する者の資格要件

この業務の入札に参加しようとする者（共同企業体としてこの業務の入札に参加する者にあっては、共同企業体構成員の全て）は、次の条件を全て満たしていること。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営事項審査（直近のもの。以下「経営事項審査」といいます。）について、総合評定値通知書の有効期限が開札の日までであること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

ウ 入札参加申込書の提出の日から開札の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

オ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

カ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

2 競争入札参加申込書の作成・提出について

(1) 作成及び提出に係る費用については申請者負担とします。

(2) 競争入札参加申込書は様式S0により作成してください。

(3) 競争入札参加申込書については、持参又は郵送により15に定める場所へ提出してください。

3 競争入札参加資格の確認

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出について

入札参加者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）を次の表により提出してください。

対象書類	・競争入札参加資格確認申請書（様式Ｓ１または様式Ｓ１－２） ・統括管理責任者及び統括管理者報告書（様式Ｓ９） 共同企業体としてこの業務の入札に参加する場合は以下の書類も提出すること ・業務委託共同企業体の構成に関する協定書（様式Ｓ２） ・委任状
	上記様式に添付すべき書類の写し
提出方法	持参又は書留郵便によります
提出先	15のとおり
作成・提出に係る費用	申請者負担

※ 共同企業体としてこの業務の入札に参加する場合、共同企業体の代表者に対する「委任状」は、持参又は書留郵便により入札公告第３に記載のとおり各１部提出してください。

（２）競争入札参加資格確認申請書等の作成等

ア 競争入札参加資格確認申請書は様式Ｓ１または様式Ｓ１－２により作成してください。

イ 競争入札参加資格確認資料は下記（ア）及び（イ）のとおりとし、次に従い作成してください。

なお、共同企業体としてこの業務の入札に参加する場合は、（ア）については、共同企業体構成員の代表が作成してください。また、（イ）については、全ての共同企業体構成員において作成してください。

（ア）統括管理責任者

入札公告第２に掲げる条件を満たす配置予定の統括管理責任者を様式Ｓ９に記載してください。入札公告第１の４に定める業務期間中において、競争入札参加資格確認申請書等の提出の日以前に３か月以上の雇用関係にある者を要求水準書に示す統括管理責任者として１名配置してください。統括管理責任者は、第一種電気工事士の資格を有することとします。なお、共同企業体としてこの業務の入札に参加する場合は、共同企業体構成員の代表者が統括管理責任者を配置してください。

（イ）統括管理者

入札公告第２に掲げる条件を満たす配置予定の統括管理者を様式Ｓ９に記載してください。入札公告第１の４に定める業務期間中においては、競争入札参加資格確認申請書等の提出の日以前に３か月以上の雇用関係にある者を要求水準書に示す統括管理者として１名配置してください。統括管理者は、第一種電気工事士又は第二種電気工事士の資格を有することとします。共同企業体としてこの業務の入札に参加する場合は、全ての共同企業体構成員において統括管理者を配置すること。なお、統括管理責任者及び統括管理者は兼ねることができます。

（３）競争入札参加資格確認申請書等の作成説明会

実施しません。

（４）競争入札参加資格の確認は、入札参加者すべてに対して行うものとします。

（５）競争入札参加資格確認申請書の提出者に対する適否の通知

競争入札参加資格の適否の審査結果については、入札公告第3に記載の期日までに書面により通知します。

(6) 競争入札参加資格の適否に対する理由の説明

入札参加を認めない旨の通知を受けた者は、入札公告第3で指定する期日までに入札公告第3に指定する場所へ書面を提出することにより、その理由について説明を求めることができます。

(7) (6)により説明を求められたときは、入札公告第3に記載の期日までに、説明を求めた者に対し書面により回答します。

(8) その他

ア 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返却しません。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等の提出期限（追加指示した場合等で別途提出期限を定めた場合は、その期限）後における差し替え、追加及び再提出は認めません。期限までに提出されない場合は失格となります。

4 技術提案書に関する事項

(1) 技術提案の評価項目は、落札者決定基準に記載のとおりとします。

(2) 評価の基準

評価基準及び配点は落札者決定基準のとおり。

(3) 技術提案書について、業務名・業務番号が適正でない場合、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合は欠格とし、入札参加は認めないものとします。

(4) 技術提案書について、業務名・業務番号が適正でない場合、会社名が記載されていない場合、押印がない場合、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合は失格とします。

5 技術提案書等の作成等

(1) 技術提案書等を様式7及びその添付資料により作成してください。

(2) 技術提案書等の提出方法は、書留郵便に限ります。封筒に＜業者名（共同企業体名称）＞、＜開札日＞、＜業務名＞、＜業務番号＞及び「技術提案書在中」と朱書きし、奈良県総務部管財課長あてとして入札公告第3で指定する提出期限までに入札公告第3で指定する場所へ到着するようにしてください。

（3）技術提案書等の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とします。

(4) 様式7の自己申告評価点算出欄に、落札者決定基準で定める各評価（審査）基準をもとに自己採点した点数を記載してください。

(5) 提出された技術提案書等を確認した結果、様式7の自己申告評価点算出欄に記載の申告点数に誤りがあった場合の評価については、次のとおり取り扱うものとします。

ア 点数が過大評価されていた場合は、当該評価（審査）項目及び評価の着目点について適切な点数に修正の上、評価します。

イ 点数が過小評価されていた場合は、当該評価（審査）項目及び評価の着目点について記載された点数により評価します。（点数の修正は行いません。）

ウ 点数が記載されていない場合（点数の記載が明瞭ではなく、点数が確認できない場合を含む。）、「配点」欄に設定のない点数を記載した場合は、当該評価（審査）項目及び評価の着目点における最低の点数に修正の上、評価するものとします。

(6) その他

- ア 提出された技術提案書等は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しません。
- イ 提出された技術提案書等は、返却しません。
- ウ 提出された技術提案書等の提出期限後における再提出は認めません。
なお、提出期限内であっても、部分的な差し替え及び追加は認めません。また、提出期限内に再提出があった場合は、最後に到達したもののみを審査の対象とします。
- エ 提出期限までに技術提案書等の提出がなく、辞退届の提出もない場合には、提出期限を経過したときをもって辞退したものとみなします。
- オ 提出された技術提案書等の内容について、疑義がある場合は、必要に応じて技術提案書等の記載事項に関するヒアリングを行うことがあります。また、その結果、差し替えは認めませんが、補足の資料提出を求めることがあります。

6 入札の手続

- (1) 提出された入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。入札書は、内訳書及び統括管理責任者選任届を添付の上、郵送により提出してください。
- (2) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (3) 入札書は、入札金額を明示し、業務番号、業務名及び業務場所、住所（所在地）（入札参加者が共同企業体の場合、共同企業体の名称並びに共同企業体代表企業の所在地）、商号又は名称及び代表者氏名を記載するとともに、代表者の押印（入札参加者が共同企業体の場合、共同企業体代表企業の代表者の押印）が必要です。
- (4) 入札書の提出は、書留郵便に限ります。入札書は二重封筒とし、表封筒に『<業者名（共同企業体名称）>、<開札日>、<業務名>、<業務番号>及び「入札書在中」』を朱書きするとともに、入札書、内訳書及び統括管理責任者選任届を入れた中封筒（直接提出する場合と同様に封印等の処理をしたもの）を表封筒に入れ、奈良県総務部管財課長あての親展として、入札公告第3で指定する期限までに入札公告第3で指定する場所へ到着するようにしてください。
- (5) 競争入札参加申込書を提出した後、入札を希望しない場合には、入札辞退届を提出して入札を辞退することができます。
なお、入札書受付締切日時までに入札書の提出がなく、辞退届の提出もない場合には、入札書受付締切日時を経過したときをもって辞退したものとみなします。
- (6) 入札書に記載する金額は技術提案書で評価された内容を反映していなければなりません。
- (7) 入札書に記載する金額は、交番69カ所、駐在所55カ所を全て含めた金額を記載してください。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- (1) 入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (2) 技術提案書が適正でない者の行った入札
- (3) 競争入札参加資格確認申請書等又は技術提案書等に虚偽の記載をした者の行った入札
- (4) 奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第7条に該当する入札又は入札に関する条件に違反した入札

- (5) 本県により競争入札参加資格のある旨を確認された者であっても、開札の日までの間において入札参加停止又は工事参入制限を受けた者等、開札時点において入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

8 落札者の決定方法等

- (1) 予定価格の制限の範囲内であり、かつ、技術提案書の内容が適正である者のうち、入札公告第6の1に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札者とします。評価値の最も高い者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」により落札者を決定します。くじを辞退することはできません。当該入札者本人又はくじ引きについて本人から委任を受けた者が会場にいない場合は、入札執行事務に関係のない職員が代わりに「くじ」を引きます。
落札者の決定後、入札結果を閲覧に供します。

9 内訳書に関する事項

- (1) **内訳書**は、レベル1、レベル2、レベル3の種別ごとに金額を明示し、「所在地」、「商号又は名称」、「業務番号」、「業務名」及び「業務場所」を記載することが必要です。誤脱・未記入がある場合は「入札書における失格・無効基準」の取扱いに準じます。また、添付もれの場合は失格となります。
- (2) **内訳書**は、契約上の権利義務を生じさせるものではありませんが、下記ア～オの場合の入札は失格となりますので、間違いのないように作成してください。
- ア 内訳書を提出しない場合
- イ 入札書に記載された入札金額と内訳書の「業務価格」欄に記載された金額が異なっている場合
- ウ 内訳書の各計及び合計が正しくない場合
- エ 内訳書において設計図書に示された各項目の額を記載していない場合
- オ その他記載内容に不備がある場合
- (3) この業務の入札において使用する「内訳書」の様式を作成しています。
内訳書は、必ずこの様式を使用のうえ、(1)及び(2)に留意して作成してください。

12 契約の不締結

契約締結までの間に、落札（候補）者（共同企業体としてこの業務の入札に参加する者にあつては、共同企業体構成員のうち1者以上）が競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しません。

15 関連情報を入手するための照会窓口

〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県総務部管財課施設係
電 話 0742-27-8415（直通）
メールアドレス kanzai@office.pref.nara.lg.jp

16 契約書作成の要否等

要します。落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき、遅滞なく契約を締結するものとします。

なお、本件は電子契約の対象です。電子契約を希望する場合は、落札決定後速やかに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を15に記載の提出先に電子メールで提出してください。